

薩摩川内市新型コロナウイルス感染症関連緊急対策
返済猶予利子補助金 申請要領

1 趣 旨

本市の区域内で事業を営む中小企業者が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現在返済中の補助対象資金の返済猶予を金融機関に申し出て、一時的に返済負担の軽減を場合に、事業の継続を支援するため利子補助金を交付します。

2 対象資金

資金名		補助 上限額	補助率
日本政策 金融公庫	普通貸付、新規開業資金、企業活力強化資金、事業承継・集約・活性化資金、環境・エネルギー対策資金、企業再建資金、食品貸付、小規模事業者経営改善資金、新創業融資制度、セーフティネット貸付、衛生環境激変対策特別貸付	1事業者 10万円	100% 100円未満 切捨
鹿児島県 中小企業 融資制度	新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金を除く。		
民間 金融機関※1	保証協会等の保証によらない金融機関の独自融資(プロパー融資※2)		

※1 鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、熊本銀行、鹿児島興業信用組合の県内各取扱店舗

※2 証書貸付・手形貸付に限ります。

3 申請の要件

次のすべての要件を満たすこととします。

(1) 返済猶予の申込時において、本市内で3ヶ月以上事業を営み、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者

【対象外業種の例】

- ・ 農業（製造加工設備を有するもの等を除く。）
- ・ 林業（素材生産業及び素材生産サービス業等を除く。）
- ・ 漁業、水産養殖業
- ・ 金融業、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

(2) 令和2年1月29日から令和2年9月30日までに返済猶予を開始したものであること。

(3) 令和2年1月から返済猶予等の申込みを行った日の属する月の前月（返済猶予等の申込みを行った日の属する月が令和2年1月のときは、その月）までにいずれかの月の売上高が、前年同月のものと比較して20パーセント以上減少していること。

(4) 融資を遅滞なく償還し、又は完済していること。

(5) 利子補助金の交付を申請する時点において、事業を継続していること。

4 補助金額

返済猶予の承諾の通知を受けた日から令和2年12月末日まで支払った利子額

5 申請期間

令和3年1月29日（金）まで

※ 上記に関わらず、返済猶予期間が11月末日までに終了する場合は、終了した日が属する月の翌月末まで。

6 申請にかかる留意点

本補助金については、同一の融資資金に対し、他の制度による補助を受けることができません。

補助金の交付決定後又は交付後、要件に該当しない事実や不正等が判明した場合、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還していただきます。

7 申請方法

原則郵送（当日消印有効）、又は持参

8 申請書類

(1)	申請書類チェックシート
(2)	申請書（様式第1号）
(3)	① 返済猶予前の融資に関する融資金額、融資利率、償還期間、償還方法、償還計画が記載されているもの ② 返済猶予の内容がわかるもの 例）金銭消費貸借契約書、償還予定明細等
(4)	売上高等確認書（様式第2号） 対象月の売上の内容が証明できるもの（確定申告書、残高試算表、売上台帳等）を添付すること。 例）対象月が5月の場合 平成31年5月と令和2年5月の売上が確認できる書類を準備ください。
(5)	利子支払額証明書（様式第3号） ※取扱金融機関の証明を受けてください。
(6)	市税の滞納がない旨の証明書（市税務課で手続き） ※徴収猶予等の決定を受けている方は個別にご相談ください。
(7)	請求書（様式第5号）
(8)	請求書に記入した口座の通帳の写し （金融機関、支店名、口座種別、口座名義人が記載された箇所）
注意事項	申請名義人はすべて同一である必要があります。

9 申請書類の入手方法

- ・ 薩摩川内市ホームページよりダウンロードできます。
- ・ 薩摩川内市役所 本庁5階商工政策課、各支所地域振興課の窓口

10 交付の決定及び交付方法、通知

申請書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付決定通知書を送付します。通知書の送付後、振込先口座に振り込みます。

11 問合せ先・申請書類送付先

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市商工観光部商工政策課

TEL： 0996-23-5111（内線4321～4324）

受付時間： 8：30～17：15（土日祝日を除く）